

<特定活動ビザ申請（継続就職活動）に係る確認書>

在留資格「特定活動」は、就職活動を行っていることや経費支弁能力に問題がないことを条件に6ヶ月間の在留が可能となる資格です。「特定活動」での在留中はできるだけ早く就職できるように就職活動を最優先に生活しなければなりません。また、推薦者である大学（国際交流センター）に就職活動の状況を報告してもらう必要があります。

国際交流センター所長殿

推薦状発行依頼に際し、以下の誓約事項を遵守します。（チェックを入れて下さい）

※必要な手続きや連絡がない場合は推薦を取り消します。

- 卒業後も日本で就職活動をする意思があります。
- 推薦状記載のとおり「許可範囲内の資格外活動」「日本国法令」を遵守します。
- 在留資格「特定活動」発行後すみやかに「在留カードのコピー（両面）」を提出します。
- 1か月に1度は就職活動状況の経過報告をします。
- 就職の内定や進路変更（就職活動の休止を含む）等、進捗があった場合は随時報告します。
- やむを得ず一時帰国や第三国へ出国する場合には、出国理由と期間を報告します。
- 在留資格「特定活動」の延長を希望する場合には、在留期限の1ヵ月前までには相談します。
※再度の推薦が必要。就職活動の状況報告要。
- 特定活動以外のビザへ変更後、変更された在留カードの両面コピーを提出します。
※特定活動以外ビザの在留カード両面コピー提出で、報告は完了です。

年 月 日

署名： _____

愛知学院大学 国際交流センター
〒470-0195 日進市岩崎町阿良池 12
TEL：0561-73-1111（代）
MAIL：aguiec@dpc.agu.ac.jp

国際交流センター記入欄

学生名：

記入日： 年 月 日

《特定活動ビザ発行後》 在留カードの両面コピーに関して	提出日： 年 月 日
月1回、就職活動状況の経過報告に関して	報告日： 年 月 日 報告内容：
就職内定や進路変更（就職活動の休止を含む）等、進捗があった場合の随時報告に関して	報告日： 年 月 日 報告内容：
一時帰国や第三国へ出国する場合の、出国理由と期間の報告に関して	出国先： 出国理由： 出国期間：
特定活動ビザの延長を希望する場合の1カ月前相談に関して	相談日： 年 月 日 相談内容：
在留資格変更後、変更された在留カードの両面コピー提出に関して	報告日： 年 月 日 提出日： 年 月 日